

第1章 子育て環境が充実したまち

1 子育て支援の充実

現状と課題

◆女性の社会進出が進む中、子育てに伴う精神的、体力的負担や経済的負担が少子化の一因となっています。このため、仕事と子育てを両立できる、総合的な子育て支援が必要です。

◆本町の出生数は、毎年300人程度で推移していますが、子育て世帯の転入などにより子どもの数は増加傾向にあります。転入世帯の孤立化や核家族化の進展、ひとり親家庭の増加によって、子育てに不安や悩みを持つ親は年々増加しており、虐待へつながるケースもあるため、子育てに関する相談体制の充実や子育てサークルなどの仲間づくりの支援が求められています。

◆本町では、平成22(2010)年に社会福祉センター内に地域子育て支援センター(※注1)(かがるーひろば)をオープンするなど、子育て支援に取り組んでいますが、施設や相談体制が十分ではないなどの課題もあります。また、子育てに伴う経済的負担の軽減の一環として、平成20(2008)年10月から、子どもに関する医療費の助成を6歳未満までに拡大したところですが、今後もさらなる拡大が検討課題となっています。

◆“子育ての基本は家庭である”という認識のもとに、家族はもちろんのこと地域ぐるみで子育てを支えるためのネットワークを構築し、家庭と地域、行政が一体となって安心して子育てする環境をつくっていくことが望まれています。また、子育て家庭の経済的な負担を軽減するための施策や育児に関する援助についても、さらなる取り組みが求められています。

◆心身に障がいのある子どもの発達を支援するために、ことばの教室や指定相談所による相談支援事業を行い、早期の対応、支援に努めてきました。今後も保健事業や関係機関との連携強化を図っていくことが必要です。

◆発達障がい(※注2)のことが正しく理解されていないことが多く、育児の孤立化や虐待につながる場合があるため、周囲の理解と協力を得るための啓発活動が必要です。

◆施策の方針

安心して産み育てることができる環境を整えるため、本町で育つすべての子どもに対して、多面的な子育て支援を推進します。

◆施策の体系

子育て支援の充実

- ◆子育てに関する相談・支援の充実
- ◆児童虐待防止の推進
- ◆地域での子育て支援
- ◆子育てに伴う負担の軽減
- ◆要支援児への対応

<協働を推進するために>

子育ての基本は家庭であり、家族はもちろん地域やネットワークなどによる横のつながりを強め、相互に信頼関係をつくる必要があります。そのため、助け合いの精神で子育ての情報交換を進め、各種相談機関の情報を活用することが大切です。

施策の内容

①子育てに関する相談・支援の充実

- 子育てに関する不安や悩みを解消するため、拠点となる地域子育て支援センターの充実を図り、相談体制の強化や情報の提供などきめ細かな支援に努めます。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、町立幼稚園での預かり保育や保育所などでの保育サービスの充実を図ります。

②児童虐待防止の推進

- 虐待を未然に防止するため、児童相談所や民生・児童委員協議会などの関係機関で構成する新宮町要保護児童対策地域協議会を中心に地域での見守りや指導を強化します。
- 家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、育児相談体制の充実や保育・教育機関との連携を強化します。

③地域での子育て支援

- 子育てに関する情報の共有や悩みを解決するため、地域での子育てサロンの立ち上げや仲間づくりを支援します。
- 子育て家庭と地域の人々との交流を促進するため、子ども会や子育てサークルの活動を支援します。

④子育てに伴う負担の軽減

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するために、子どもの医療費に対する助成制度の拡大や子育て用品のリサイクルの仕組みづくりに努めます。
- ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、就業支援、経済的な支援などの充実を図ります。
- 子育てによるストレスや疾病などにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合などに、安心して子どもを預けられる場所を確保し、子育て家庭の精神的・肉体的負担の軽減に努めます。

⑤要支援児への対応

- 発達の遅れのある子どもについては、できるだけ早く適切な支援を実施するために、医療機関などと情報を共有し、連携を図りながら療育相談支援体制を充実します。
【関連施策 1-2妊産婦・乳幼児の健康づくり④】
- 障がいのある子どもの家庭を温かく見守り支援する地域づくりを促進するため、多様化する障がいに対する理解を深めるための啓発を行います。
【関連施策 8-4障がい者福祉の充実④】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
地域子育て支援センター開所日数	—	5日/週
子どもの医療費助成	3歳未満全額補助 6歳未満補助	対象年齢の拡大
地域子育てサロン数	2カ所	5カ所

(※注1) 地域子育て支援センターとは、子育て中の親子交流の場、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての悩み解消・相談の場として、子育てのパートナーとして地域全体で子育てを応援する施設のこと。

(※注2) 発達障がいとは、さまざまな原因によって乳児期から幼児期にかけて生じる発達遅延のこと。

第1章 子育て環境が充実したまち

2 妊産婦・乳幼児の健康づくり

現状と課題

- ◆子どもが健やかに育つためには、妊娠中からの母と子の健康が重要であり、親と家族が子の栄養や睡眠、衛生に注意を払うとともに、地域と協働しながら運動や遊びなどを通して子育て環境を整えていく必要があります。特に乳幼児期に身についた生活習慣・リズムは、生涯にわたり影響を及ぼすことから、この時期に習得することが重要です。
- ◆都市化、核家族化の進展により、子育て世帯は、孤立などによるストレスや不安感が増加する傾向もあり、そのことが児童虐待の一因とも言われています。家庭内や地域で孤立した子育てにならないように育児相談体制の強化が必要です。
- ◆本町では、平成19(2007)年に策定した第3期母子保健計画により、妊婦・乳幼児の健診、子育て家族向けの教室、訪問・相談事業や母子の健康状態の把握、健康増進のための情報提供などを実施するとともに、子育ての仲間づくりを支援してきました。今後も、健診などの場が福祉施策を含めた育児支援につながるような、一貫した支援体制が必要です。
- ◆病気の兆しや発達の遅れなどで治療や療育が必要な乳幼児などに対しては、早期発見と適切な支援が求められています。また、子どもの健康づくりは、家庭環境の影響も大きいことから、福祉・医療など関係機関との連携の強化や家族全体への多面的な支援が重要です。

◆施策の方針

子どもの健やかな発育のために必要な情報を提供するとともに、健診・相談・教室などを実施し、子育て家族の健康づくりを支援します。また、医療・福祉との連携や、地域の支援者育成、ネットワークづくりなどの支援を行い、子どもの健康づくりを支える環境を整備します。

◆施策の体系

妊産婦・乳幼児の健康づくり

- ◆妊婦・乳幼児の健康づくりの支援
- ◆妊娠・出産・育児に関する情報提供
- ◆子育て環境づくり
- ◆発育・発達に遅れがある乳幼児への対応

<協働を推進するために>

子どもが健やかに育つためには、妊産婦の健康管理や主体的な健康づくりが必要です。

そのためには関係機関の健診を積極的に受診し、自らの健康状態を把握するとともに、町や医療機関などと連携を図りながら子どもの健康づくりを行うことが大切です。

施策の内容

①妊婦・乳幼児の健康づくりの支援

- 健康づくりのスタートである健診などの機会を通じて妊婦、乳幼児の健康状態を把握し、必要な相談・指導を実施します。
- 健診などの未受診者に対しては受診勧奨、家庭訪問などを実施し、健康状態の把握に努めます。
- 乳幼児健診や相談など、あらゆる機会を通じて、子育て家族の不安などに対応した支援を行います。

②妊娠・出産・育児に関する情報提供

- 妊娠、出産、子育て期を安心して過ごせるように必要な情報を計画的に発信します。
- 妊婦及び保護者に対して沐浴や離乳食など、育児に関する体験型の教室を開催し、安心して子育てできるよう支援します。

③子育て環境づくり

- 男女がともに子育てをする環境をつくるため、各種講座を通じて父親の育児参加を促します。

- 運動や遊びなど地域の子育て環境を整えるため、子育てサークルや子育て支援ボランティア団体などの活動を支援します。

- 地域ぐるみでの子育て支援やネットワーク強化を図るため、区長、民生・児童委員、福祉委員などの各地区の委員等と医療機関・保育所などとの連携強化を図ります。

④発育・発達に遅れがある乳幼児への対応

- 病気の兆しや発達の遅れなどが心配な乳幼児に対して、関係機関と連携をとりながら、早期発見に努めます。

【関連施策 1-1 子育て支援の充実⑤】

- 医療・福祉・療育機関との連携を図り、子どもや家庭に対し、きめ細かな支援を行います。

- 発達障がいなどに対する療育事業の充実を目指します。

【関連施策 8-4 障がい者福祉の充実④】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
乳幼児健診受診率	95%	96%
乳幼児健診未受診者の状況把握率	97%	98%
育児関連教室への父親参加者数	87人	150人
乳児家庭訪問実施率	95%	96%

第1章 子育て環境が充実したまち

3 就学前教育・保育の充実

現状と課題

- ◆就学前における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの健やかな成長のために良好な環境を整備する必要があります。
- ◆本町の就学前における教育や保育施設は、町立幼稚園3園、私立幼稚園1園、私立認可保育所2園、町立届出保育施設1園、私立届出保育施設3園が担っていますが、最近、私立認可保育所2園では、定員を超過した児童の受け入れを行ってきています。
- ◆少子化傾向は依然として続いているものの、近年の経済・雇用情勢の影響による共働き世帯の増加など社会的背景の変化により、保育需要は今後も増加すると考えられます。また、本町においては、民間の住宅開発に加え、沖田・緑ヶ浜地区の区画整理事業の完了により、保育ニーズがさらに高まると予測されます。そのため、人口動向や就学前教育・保育ニーズを的確に把握しながら、今後、いかに教育・保育環境を向上させていくかが課題となっています。
- ◆国においては少子化対策の一環として、親の就労と子育ての両立支援を積極的に進めるため、保育サービスの拡大と、幼稚園と保育所の一体化を含めた制度の抜本的な見直しが検討されており(平成22(2010)年7月現在)、今後は、このような国の保育関連政策の動向に十分配慮していくことも必要です。

- ◆幼稚園、保育所のサービス内容については、保護者のニーズに応じて、預かり保育(※注1)の実施や一時保育(※注2)の充実などの対応や障がい児保育、病後児保育(※注3)などの受け入れ体制の充実を図っていく必要があります。

◆施策の方針

子どもを育てる良好な環境を整備するため、次世代支援計画に基づき、多様な子育て支援施策を総合的に推進します。

◆施策の体系

就学前教育・保育の充実

- ◆幼児教育・保育の充実
- ◆幼児教育・保育サービスの推進
- ◆仲間づくりの推進

<協働を推進するために>

子どもの健やかな成長には、家庭環境はもちろん就学前の教育・保育を良好に保つことが必要です。

そのためには、地域子育てサロンなどの活動を通じて、親子との相互交流や情報交換を行い、地域で子育てを支援していくことが大切です。

施策の内容

①幼児教育・保育の充実

- 宅地開発などにともない、人口の増加が見込まれることから、町立幼稚園の増築を推進します。また、待機児童の解消を図るために、保育所の整備を推進します。
- 園児が楽しく安全に過せるために、施設の点検や改修などに努めます。
- 幼稚園・保育園児がスムーズに小学校生活をスタートできるよう、小学校児童と幼稚園・保育園児の交流を推進します。
- 生きる力を育むために家庭と連携を図りながら、基本的な生活習慣を身につけ、規範意識を培うなど、特色のある幼稚園教育に努めます。

②幼児教育・保育サービスの推進

- 国の動向を見据えながら、町立幼稚園における預かり保育を検討します。
- 保育所における一時保育や障がい児保育、病後児保育の充実などに努めます。

③仲間づくりの推進

- 地域子育て支援センターを中心に、地域や幼稚園・保育所などと連携した子育てに関する相談を充実させるとともに仲間づくりを支援します。
- 乳幼児健診などの機会を利用して子育てサークルなどの情報提供を行い、魅力あるサークルづくりを支援します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
保育所待機児童数	23人	0人
幼稚園の預かり保育園児数	—	40人

(※注1) 預かり保育とは、幼稚園での保育が終わった後、希望する園児を引き続きそのまま保育すること。

(※注2) 一時保育とは、保護者の就労や傷病などにより、家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に行う保育のこと。

(※注3) 病後児保育とは、病気回復期にあり、集団保育になじまない幼児を一時的に預かること。

第1章 子育て環境が充実したまち

4 学校教育とその環境の充実

現状と課題

- ◆子どもたちが、本町の明日を担う人材として成長していくために、小・中学校教育に求められる役割がますます大きくなっています。これまで、本町では個性・創造力を伸ばす教育を推進するとともに、教育施設・環境の充実に努めてきました。(別表1)
- ◆平成23(2011)年度から小学校で、平成24(2012)年度から中学校において、新学習指導要領が完全実施になります。小・中学校の授業時間数が増えるなど、確かな学力を育む教育内容になります。今後のスムーズな移行と体制整備が求められています。
- ◆学校施設については、宅地開発などによる児童・生徒の増加を的確に見込みながら整備するとともに、「安全・安心・快適」な施設整備を計画的に行う必要があります。
- ◆本町の児童・生徒の不登校率は、県の平均1.2%より低い0.6%となっていますが、このような不登校やいじめなどのさまざまな教育課題については、教育相談員などの適正配置とともに新たな対応も必要となってきました。また心身に障がいをもつ子どもに対するさらなる支援も必要です。
- ◆本町では、地域が主体となって、児童・生徒が交通事故や犯罪に巻き込まれることなく安全・安心に通学できるようボランティア団体などによる見守り活動など、地域全体で子どもたちを見守る体制がつくられてきています。
- ◆本町では、親の就労などの社会変化に伴い、昭和63(1988)年度から順次学童保育所(※注1)を整備してきました。今後は、対象学年の拡大などの検討が必要です。
- ◆本町では、韓国や中国の小学校との交流事業やアジア各国の子どもたちとのホームステイ事業を行っており国際感覚豊かな人材育成にも努めています。

別表1

- ・新宮中学校ランチサービス開始(平成19年度)
- ・新宮中学校管理棟建替え(平成19年度)
- ・立花小学校学童保育開始(平成19年度)
- ・新宮東小学校給食室建替え(平成20年度)
- ・新宮東小学校第2学童保育所建設(平成21年度)
- ・全小中学校施設の耐震化完了(平成22年度)(※町民体育館含む)
- ・新宮中学校剣道場建設(平成22年度)

◆施策の方針

子どもたちが安心して学び、楽しく生活し、社会の変化に対応できるようにするため、特色ある教育活動の充実や地域との連携をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

◆施策の体系

学校教育とその環境の充実

- ◆「生きる力」を育む教育内容の充実
- ◆豊かな心を育む教育の推進
- ◆地域やボランティアと協働した児童・生徒の安全・安心対策
- ◆学童保育の充実
- ◆教育環境の整備
- ◆国際交流の推進

<協働を推進するために>

子どもたちの安全を確保するため、保護者や地域の住民が協力して、安全確保に努めることが求められます。また、子どもの教育には、家庭の果たす役割の重要性を認識し、生活に必要な生活習慣が身につくように育てることが大切です。

施策の内容

①「生きる力」を育む教育内容の充実

- 「確かな学力」を土台として、総合的な人間力としての「生きる力」を養うため、心と体のバランスの取れた教育を推進します。
- 基礎学力の向上や社会の変化に対応できる児童・生徒を育むために、外国語能力や情報モラルの育成を図るとともに、教員などの適切な配置に努めます。
- 確かな学力の育成に向けて、小学校から中学校への円滑な接続、義務教育9年間を通じた教育課程の編成など小・中学校の連携した教育を推進します。

②豊かな心を育む教育の推進

- 生命の尊重や基本的な生活習慣の体得、規範意識の醸成や良好な人間関係形成などを重点とする道徳教育を推進します。
- いじめや不登校などによるさまざまな悩みを持つ児童・生徒やその保護者に対し、心のケアやその解決につなげる相談体制を充実させるために、心の教室相談員や教育相談員との連携をさらに強化します。
また、適応指導教室(※注2)の設置を検討します。
- 障がいのある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加を培うため、一人ひとりの(教育的)ニーズに応じた特別支援教育支援員(※注3)や介助員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。
【関連施策 8-4障がい者福祉の充実④】

③地域やボランティアと協働した児童・生徒の安全・安心対策

- 地域やボランティア団体との協働により、見守り活動を支援するとともに、交通安全指導や防犯強化に努めます。
- 児童・生徒の大切な命を交通事故から守るために、各学校において交通安全指導に努めます。
- 児童・生徒の安全を見守るため、PTAや各小・中学校が連携し、防犯情報配信システム(ミテルちゃんネットワーク)の支援に努めます。

④学童保育の充実

- 保護者の就労支援及び放課後児童の安全確保のために、今後さらなる学童保育所の充実に努めます。

⑤教育環境の整備

- 児童・生徒が楽しく安全・安心・快適に学校生活が過せるようにするために、年次計画を立て校舎などの改修を行うとともに、児童・生徒数の推移を予測し、施設の整備について適切に対応します。また、児童・生徒の安全性や緑化への推進を図るため、町民との協働による運動場の芝生化を検討します。
【関連施策 6-2公園・緑地の整備と保全③】

⑥国際交流の推進

- 広い視野をもち、異文化を理解するなど、子どもたちが国際感覚を養うために、アジア各国の子どもたちとのホームステイや手紙の交換などを通じた相互交流を推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
不登校児童・生徒の割合	0.6%	0.5%

(※注1)学童保育とは、労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指す。
 (※注2)適応指導教室とは、長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。
 (※注3)特別支援教育支援員とは、小・中学校に在籍する障がいのある子どもたちを適切に支援するため、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行う者。

第1章 子育て環境が充実したまち

5 青少年健全育成の推進

現状と課題

- ◆核家族化や少子化、都市化の進展など、社会情勢の急激な変化に伴い、携帯電話やインターネットにまつわる事件やいじめなど、子どもたちの健全育成を妨げる社会問題が数多く発生しています。
- ◆子どもたちが健やかに成長するための基礎である、家庭・地域・学校において、それぞれがもつ教育の役割を十分に発揮し、相互の連携を図っていくことがますます重要となっています。
- ◆本町では、福岡県の「教育力向上福岡県民運動(※注1)」や「アンビシャス運動(※注2)」の趣旨にもとづき、平成15(2003)年から地域通学合宿(※注3)を実施し、その後拡大を図ってきています。
- ◆子どもたちの手による「子ども会活動」をめざしジュニアリーダーを養成してきた結果、サマーキャンプやスポーツ交流会などの活動において、自分たちの手で大会を運営できるまでに成長しています。
- ◆非行防止については、青少年指導員による夜間巡回や、地域の人々による登下校時の見守り活動など、地域ぐるみで子どもたちの非行防止や安全を確保する取り組みがなされています。今後は、この活動の輪をさらに広げるとともに、住民一人ひとりが子どもたちに関心を持ち、子どもたちに気軽に声をかけることができるような地域づくりをしていくことが重要となってきています。
- ◆子どもたちの規範意識の低下や地域のつながりの希薄化が指摘されています。今後は、住民と行政が一体となり、家庭や地域などさまざまな分野で青少年健全育成活動に取り組むことが必要です。

- ◆思春期の子どもたちのさまざまな悩みを聞き適切に助言するため、本町では教育相談員による相談事業をそびあしんぐう及び学校巡回により毎週実施しています。最近は、社会環境の変化などにより相談件数が増えてきています。

◆施策の方針

青少年が明日の担い手となって、健やかに育つ環境をつくるため、町全体での体制整備のもと、健全育成の推進を図ります。

◆施策の体系

青少年健全育成の推進

- ◆青少年健全育成活動の推進
- ◆家庭・地域の教育力の向上
- ◆環境浄化活動の推進
- ◆相談体制の充実

<協働を推進するために>

家庭でのしつけや地域での見守り・声かけを積極的に行なうことで、青少年の非行防止への取り組みを図っていく必要があります。

施策の内容

①青少年健全育成活動の推進

- 子どもたちの健全育成活動を推進するため、ジュニアリーダーを育成し、子どもたちの手による「子ども会活動」を引き続き支援します。
- 子どもたちの能力や可能性を伸ばすため、家庭・地域・学校やボランティア団体と連携を図りながら、体験活動や通学合宿、アンビシャス広場などの事業を推進します。

②家庭・地域の教育力の向上

- 家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域ぐるみや家族ぐるみでさまざまな活動に取り組み、誰でも楽しめるレクリエーションなどの交流活動を推進します。
- 子ども会育成会、PTAなどと連携を図り、子どもたちへの声かけやあいさつ運動を推進します。

- 子どもたちの地域に対する愛着や規範意識を向上させるために、地域や町の行事への参加を促し、人や地域における「きずな」づくりに努めます。

③環境浄化活動の推進

- 子どもたちが安心して成長できる環境を築くために、青少年指導員や学校、PTA、ボランティア団体などと連携を図り、夜間巡回、街頭補導活動など、非行防止活動を推進します。

④相談体制の充実

- 青少年の悩みなどを解決するために、本町の特徴的な事業である教育相談員による相談事業の充実に努めます。また、必要に応じて児童相談所など関係機関と連携し解決に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
通学合宿実施地域	4地域	8地域

(※注1)教育力向上福岡県民運動とは、子どもにかかわる県民一人ひとりの教育力を高めるとともに、学校、家庭、地域が主体的にそれぞれの教育力を高めながら、「福岡がめざす子ども」を育成していく運動。

(※注2)アンビシャス運動とは、子どもたちのかけがえない個性を尊重し、その能力や可能性を伸ばしていくため、地域、学校、個人などまず大人が意識を変えて、子どもたちのためにできることから取り組む(運動の)こと。

(※注3)地域通学合宿とは、日常に必要な生活能力の習得や互いの立場を理解し合う心を育むため、子どもたちが学校や家庭を離れた環境で仲間と協力しながら、自分たちの力で生活体験すること。